

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 福田 文治

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

産業振興部

商工振興課、中心市街地活性化推進課、農業振興課、農林整備課、
水産振興課

2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和7年12月4日（木）から令和8年2月20日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

商工振興課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	周南市企業立地促進条例について、国の統計基準の改定に伴う改正がされていないものがあった。
	措置状況	改正が必要なものについて、直ちに改正いたします。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	契約書について、重要項目の記載に不備があるものがあった。
	措置状況	契約書を修正いたしました。今後は適正な契約事務を行います。

農業振興課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に行います。

農林整備課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に行います。

水産振興課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	漁港区域内の水面等の占用料について、金額算定を誤っているものがあつた。
	措置状況	今後は適正な算定根拠により算定します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に行います。
イ	指摘事項	契約書に貼付された収入印紙について、納税指導の不備により印紙税額を誤っているものがあつた。
	措置状況	適正な印紙税額による納税指導を改めて行いました。今後は納付指導時の印紙税額に誤りがないよう確認します。